

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会



参議院佐賀県選挙区
自由民主党公認候補

郷土に誓う、未来への責任。
耳となり、足となります。



日本共産党

かみむら泰穂
やすとし

党員常任委員・国政対策委員長・48歳

おはじこ平野政治の流れは変わります。
国民の願いに応える日本共産党を



幸福実現党公認

中島とある

略歴
2000年3月 横浜大学商学部卒
2004年4月 幸福実現入党
2013年3月 幸福実現党佐賀県本部代表
2013年4月 幸福実現党支部支部長
2014年4月 住友林業(株)入社
2014年4月 宗教法人幸福の科学入局

な

私が大にしている2つのこと
私が大切にしている2つのこと
恒小未熟兒で生まれた息子。幸にのつった小さな
身体弱をなくし、の子も健やかに育つて欲しいじめ。
や体調を悪化する時、地城と家庭と学校
の連携が大事です。こどもの頃輝く社会へ。生き
て良い良かったい政治へ全力を尽します。

私の原点は平和です。身地の北九州市は、原
爆投や原爆で死んだ、あの日、小倉の空が暗よれ。う
いた父は原爆で死んだ、あの日、いなかない父へ。
核兵器は許せません。放射能を撤去する原発も同
じです。原発即時ゼロへ。再生可能エネルギーへ
転換をめざします。



ストップ! 「アベノミクス」
所得・雇用の安定で内需拡大

平和 いのち

(1) 地域経済再生へ、くらし応援、雇用の安定
得者が住み続けるためにも、時給千円以上で所得を増やし財源と創出します。

(2) 中小企業応援で地域経済活性化
下請けいじめやめさせ取引の適正化に取り組みます。

(3) 新規採用「貸上げ」に取り組む中小企業向

みます。大企業・富裕層に広く分の負担を求めて財源を確保します。

くらしと地域経済を直撃する消費税増税は中止し

ます。日本危険な玄海原発。再稼働許さず、即時ゼロ

低年金、無年金解消に取り組み、安心して暮らせる老後へ。医療費窓口負担や国保税を引き下げるなど

ます。日本太陽光、小水力、風力、バイオマスなど自然エネルギーへ再生可能エネルギーへの転換へ、雇用を増やし財源を創出します。

原発即時ゼロ、自然エネルギーへ

消費税増税ストップ!

本選挙区は選舉権は

比例代表
日本共産党
かみむら泰穂
やすとし
とお書き下さい
選挙区は
佐賀農業、有明海・玄海の再生
日本の底力を伸ばし、次の力に
税制・財源・権限の地方移譲を推進します。
地元のことは地域で。
と地元分権は切り離して考えるべきです。国の借金減らし

憲法守り、平和とくらしにいかします
第2次大戦後70年。戦争の犠牲者を出していない日本。憲法9条があるからです。世界とアジアの流れは、軍事力ではなく、

郷土に誓う、未来への責任。

足 耳 目

山下雄平

5つの約束

豊かな地方が豊かな国をつくる。

① 地域振興

生まれ育った町で、一生暮らせるように。

農林業、漁業、商工業…生まれ育った町で働き、いきいきと一生を暮らせるよう環境の整備に邁進します。

社会福祉

額の汗が報われ、安心して老いられるように。

真面目に生きてきた人が報われ、老後も安心して暮らせるよう社会福祉制度を見直します。

文化・教育

先人たちにも、子どもたちにも、誇れる社会に。

誰かに生きてきた人が報われ、老後も安心して暮らせるよう社会福祉制度を見直します。

経済成長

日本の底力を伸ばし、次の力に。

企業の努力を側面支援し、強い経済を再構築。規制緩和、投資促進、法人関係税制の引き下げで競争力を強化します。

地方分権

税源・財源・権限の地方移譲を推進します。国の借金減らし

日々の活動をホームページに掲出してあります。是非ご覧下さい。

ホームページ http://www.yuhey.jp/ [山下雄平 公式サイト]

◎この公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版を行い印刷したものです。

平成25年7月21日執行

参議院佐賀県選出議員選挙公報

佐賀県選挙管理委員会



夢が育つ日本に



地域から日本を成長させる!

- 一括交付金を復活させ、義務付け・枠付けの見直し、地方自治体への権限・財源移譲を進め、中央集権から地域主権への改革を断行します。
- 大都市重視の経渋政策だけではなく、地域を守る中小企業・農林漁業を活性化させる成長戦略を講じ、地域から広がる景気回復を実現します。



共に生きる社会を作る!

- 発災後2時間の対応を強化する「令の防災基本法」の制定をはかり、災害から国民の生命(いのち)を守ります。社会資本再生法・活用推進特別措置法(仮称)を制定し、地域の方々と連携を深め、防災・減災を進めます。
- 消費税はすべて、子ども・子育て支援を含む社会保障に充てます。若い世代も将来に向けて安心できる福祉制度を作ります。

- 公的年金制度の一元化、最低保障年金の創設を中心とする、納めた保険料に応じて確実に受け取れる年金制度へ抜本改革を行います。
- 国民皆保険を堅持します。高齢者医療について、75歳以上の年齢差別する診療制度は民主党政権時に無くしましたが、保険制度についても年齢で差別する制度を廃止します。

- 解雇の金銭解決制度の導入、「雇定社員」「ホワイトカラーエゼンション」等の悪意から労働者を守り、安易な労働規制緩和を認めず、雇用の安定をはかります。

- 消費税を引き上げる前に、昨年の党首討論で国民の皆さんに約束した通り、まずは「身を切る改革」、衆議院の議員定数を80削減します。

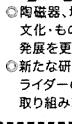


日本の、佐賀の農林漁業を守る!

- 農林漁業を守るために、農業者戸別所得補償制度の法制化・畜産・酪農所得補償制度、漁業者所得補償制度を中核施策として「食料自給率50%」を目指します。
- 中山間地直接支払い制度を強化し、木材の安定供給の強化・国産材の利用促進などにより「木材自給率50%」を目指します。
- 海苔の漁期に影響をうけない形での、諫早湾干拓の堤防開門を早期実現します。



文化・芸術・科学分野の推進!



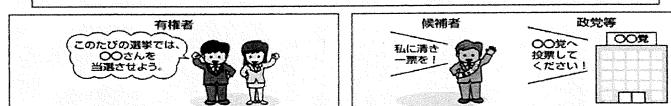
- 陶磁器、地酒をはじめ、佐賀県が全国に誇れる伝統文化・ものづくりを継承すると共に、将来に向けての発展を目指すです。
- 新たな研究・科学分野の振興を推進し、国際リニアコライダーの育振山地への建設に佐賀県一丸となって取り組みます。



青木かずのり

インターネットを使った選挙運動が、出来るようになりました。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となります。電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。
- (注)・選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得ざるため、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行なうことができません。
・未成年者は選挙運動をすることができません。



これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使用して選挙運動をしてはいけません!

電子メールを用いて選挙運動の内容を記載する場合、件名や本文に候補者名、政党名等に記載すれば、投票権利を剥奪する事になります。候補者名等を記載せずに投票権利を剥奪する事はありません。(公職選挙法第142条、第243条)



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページ・アドレス、候補者名・政党名等を記載する場合は、選挙運動用電子メールと同じく投票権利を剥奪する事になります。(公職選挙法第142条、第243条)



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になつても、選挙運動は公示・告示日から投票日までしか行なうことができません。(公職選挙法第142条、第243条)

選挙運動期間中に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になつても、選挙運動は公示・告示日から投票日までしか行なうことができません。(公職選挙法第142条、第243条)

候補者に虚偽の事項を公開してはいけません!

虚偽の事項を公開する行為をしてはいけません。候補者名等を記載せずに投票権利を剥奪する事はありません。(公職選挙法第142条、第243条)



虚偽な誹謗中傷行為をしてはいけません!

虚偽の事実を明らかにし、個人の名前を公開する行為をしてはいけません。候補者名等を記載せずに投票権利を剥奪する事はありません。(公職選挙法第142条、第243条)

候補者に対して、虚偽な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書回収を削除することができます。

投票日は
午前
午後

7月21日(日曜日)

7時から8時まで

- 武雄市、有田町、大町町、太良町は、すべての投票所で投票時間が午後6時までとなっています。
- 嬉野市は、全投票所で投票時間を変更しています。
- 唐津市、神埼市は、一部の投票所で投票時間を変更しています。

※投票時間については、各市町からのお知らせを御確認ください。

投票日に投票できない方は

7月21日の投票日に旅行や用務で投票できない方は
期日前投票を利用しましょう。

期日前投票は、選挙人名簿登録地の市町で投票日の前日までに投票を行う制度で、手続きも簡単です。

■期日前投票のできる期間

7月5日(金)~7月20日(土)までの毎日
※8:30~20:00まで(土曜日・日曜日もできます)。

◎この公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版を行い印刷したものです。